

令和6年度 第2回五軒市民センター運営審議会

◇日時 令和7年2月13日(木) 午後2時から
◇場所 五軒市民センター 2階 203会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 令和6年度みと文化交流プラザ利用状況について
 - (2) 令和6年度五軒市民センター事業報告について
 - (3) 令和7年度五軒市民センター定期講座について
 - (4) その他
- 4 閉 会

水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

		氏名	団体等名及び役職名
1	会長	石田 武雄	ふあいぶたうんコミュニティ副会長
2	副会長	杉田 真由美	五軒女性会会長
3	委員	前田 均	ふあいぶたうんコミュニティ会計
4	委員	市毛 則之	水戸市立第二中学校PTA会長
5	委員	田村 靖子	五軒女性会前会長
6	委員	鈴木 麻紀	水戸市立五軒小学校校長

水戸市五軒市民センター 職員名簿

職名	氏名
所長	川津 英臣
主査	高岡 英寿
会計年度任用職員	桑名 千和
会計年度任用職員	照山 里沙
会計年度任用職員	須加野 若菜
会計年度任用職員	伊師 花枝

(1) 令和6年度みと文化交流プラザ利用状況について

令和7年1月末現在

室名区分		市民センター	社 教	市	県	その他	合 計
ホ ー ル	件数	22	14	40	0	37	113
	人員	790	623	3,010	0	1,980	6,403
和 室	件数	65	0	11	0	575	651
	人員	848	0	172	0	4,383	5,403
会 議 室	件数	73	73	161	0	2,621	2,928
	人員	832	1,013	2,845	0	24,432	29,122
調 理 室	件数	0	4	5	0	11	20
	人員	0	35	45	0	96	176
累 計	件数	160	91	217	0	3,244	3,712
	人員	2,470	1,671	6,072	0	30,891	41,104
館 外 業 主 催 事 業	件数	4	0	0	0	0	4
	人員	448	0	0	0	0	448
館 外 業 共 催 事 業	件数	0	9	0	0	0	9
	人員	0	2,201	0	0	0	2,201
累 計	件数	4	9	0	0	0	13
	人員	448	2,201	0	0	0	2,649
合 計	件数	164	100	217	0	3,244	3,725
	人員	2,918	3,872	6,072	0	30,891	43,753

月別の利用人数

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累 計
館 内	4,350	3,884	4,357	5,193	4,497	3,945	3,857	3,903	3,697	3,421	—	—	41,104
館 外	0	13	43	2,008	0	0	406	18	87	74	—	—	2,649
合 計	4,350	3,897	4,400	7,201	4,497	3,945	4,263	3,921	3,784	3,495	—	—	43,753

年度別の利用人数の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
合 計	35,906	89,299	88,635	23,043	77,964	75,052	75,425	77,368	63,961	27,630	33,566	51,456	58,100

※23年度：震災で市役所機能の一部が移転（4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所，5階6階に議会事務局）

※24年度・25年度：4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所

※26年度：6月～耐震補強工事により中央ビルにて業務

※27年度：工事終了により現在の場所にて業務再開

※新型コロナウイルス感染症対策により市民センター利用制限

- ・令和2年3月2日～3月31日：全館終日利用中止
- ・令和2年4月3日～5月31日：全館終日利用中止
- ・令和3年1月18日～2月7日：全館終日利用中止
- ・令和3年4月23日～5月26日：夜間利用中止
- ・令和3年8月6日～8月17日：夜間及び土日祝日並びにカラオケ等飛沫が多く飛散する活動の利用中止
- ・令和3年8月18日～9月30日：全館終日利用中止
- ・令和4年1月27日～2月20日：夜間及び土日祝日並びにカラオケ等飛沫が多く飛散する活動の利用中止

(2) 令和6年度 五軒市民センター事業報告について

①定期講座

クラブ（自主運営）

	講座名	講師	開催日	人数	回数	開講日	延べ参加人数
1	五軒茶道	藤田 宗邦 (裏千家)	第1・3 火曜	9名	18回	5月7日	131名
2	健康とヨガ	仲田 恵美	第1・3 火曜	20名	18回	5月7日	296名
3	やさしい囲碁	高野 惣一	第1・2・3火曜	19名	27回	5月7日	374名
4	写真くらぶ	橋本 實	第3 水曜	14名	9回	5月15日	100名
5	MIX ビクス	櫛田 かほり	第1・3 木曜	12名	18回	5月2日	150名
6	楽しいカラオケA	上杉 京子	第1・3 木曜	16名	16回	5月2日	195名
7	実践ボールペン字	高荷 秀麗	第2・4 木曜	12名	16回	5月9日	143名
8	中高年の ビューティーストレッチ	ム ツ コ	第2・4 金曜	18名	18回	5月10日	205名
9	五軒歩こう会	海老澤 美知子	第4 日曜	23名	7回	5月26日	122名
計				143名	147回		1,716名

※ 回数及び参加人数は令和7年1月末現在

②家庭教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
家庭教育学級	1	1月23日	講話「家庭教育について」	矢口 みどり	26名

③女性教養関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区 女性教養講座	4	7月3日	開講式 お薬とサプリメントの話	たんぼぼ調剤薬 局赤塚店 薬剤師 武藤 潤	21名
		9月20日	ちぎり絵教室	佐藤 順子	18名
		10月2日	移動学習「キューピー 五霞工場」	—	30名
		12月11日	閉講式 元気な口と食の講座	歯科衛生士 板橋 彩織 管理栄養士 龍田 靖子	15名

④高齢者関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	4	7月19日	開講式 落語会	川崎 賢一	24名
		9月6日	はたき作り教室	1級家事 セラピスト 山下 亜紀子	20名
		11月29日	eスポーツ	—	18名
		1月31日	閉講式 移動学習「日立オリジンパ ーク・常陸那珂港区」	—	26名

⑤成人教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
成人講座	1	9月19日	スマホ体験教室「スマホの便 利を体験しよう」	スマートフォン アドバイザー	13名
成人講座	1	11月22日	食生活改善推進委員による 健康料理教室	食推五軒支部	11名

⑥青少年教育

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
親子料理教室	1	8月7日	食生活推進委員親と子の料理教室「災害時に役立つ！ストック食品で作るパエリア」	食推五軒支部	18名
絵画教室	1	8月20日	夏休みこども絵画教室	別所 恵子	9名
書道教室	1	12月26日	冬休み書道教室	田村 靖子	6名

⑦市民センターまつり

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わいわい五軒文化祭	1	11月10日	作品展示・芸能発表		500名

【参考】関連事業

事業名	開催日	主管	備考
五軒地区 サマーナイトコンサート& ふれあいまつり	7月14日	地区生涯学習部会	参加人数 2,000人
五軒地区 市民スポーツ大会	6月4日	地区スポレク部会	参加人数 56名
	10月8日		参加人数 406名
五軒地区年末クリーン作戦	12月14日	地区生活環境部会	参加人数 91名
流しびな作り	2月1日	五軒女性会役員	参加人数 39名
五軒香梅ひな流し	3月1日	地区生涯学習部会	

(3) 令和7年度 五軒市民センター定期講座について

みと文化交流プラザは、老朽化に伴い令和7年度から解体されることとなり、五軒市民センターについては、改築することが決定いたしました。これに伴い、五軒市民センターは、令和7年4月14日(月)に水戸市国際交流センター(水戸市備前町6番59号)に移転し、部屋貸し業務につきましては、令和7年3月31日(月)をもって休止することといたしました。

このため、令和7年度以降の定期講座につきましても、会場の確保が困難なことから、休止することといたしました。

ただし、証明書等の交付事務は、令和7年4月11日(金)まで現在の事務所で行い、令和7年4月14日(月)から仮事務所で業務を開始する予定です。仮事務所で取扱う業務は、地区団体等の支援事務と証明等の交付事務等となります。

なお、みと文化交流プラザについては、4月1日以降は五軒市民センターのある1階以外は原則立入り禁止となり、さらに、五軒市民センター移転後の令和7年4月12日(土)以降は、閉鎖となる見込みです。

(4) その他

○水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年6月22日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年12月20日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定（水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。）及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

（準備行為）

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。

- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。